

議案第88号

つくば市建築基準条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年 8 月31日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市建築基準条例の一部を改正する条例

つくば市建築基準条例（平成12年つくば市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条の4中「令第129条の2第2項」を「令第129条第2項」に改める。

第7条の5中「令第129条の2の2第2項」を「令第129条の2第3項」に改める。

第14条第1号イ中「令第129条第4項第2号」を「令第128条の5第4項第2号」に改め、同条第2号イ中「令第129条第1項第2号ロ」を「令第128条の5第1項第2号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市建築基準条例（平成12年つくば市条例第40号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第7条の3（略） （階避難安全性能を有する建築物の階に対する適用の除外）</p> <p>第7条の4 <u>令第129条第2項</u>に規定する階避難安全性能を有する建築物の階については、第13条第1項、第14条（階段に係る部分を除く。）、第21条、第42条第1項第3号及び第4号（興行場等の用途に供する部分のみからなる建築物の屋外への出口に係る部分を除く。）、第44条第1項並びに第2項第1号、第2号及び第5号並びに第49条の規定は、適用しない。 （全館避難安全性能を有する建築物に対する適用の除外）</p> <p>第7条の5 <u>令第129条の2第3項</u>に規定する全館避難安全性能を有する建築物については、第13条第1項、第14条（階段に係る部分を除く。）、第21条、第24条第4号、第42条第1項第3号及び第4号並びに第2項、第44条第1項並びに第2項第1号、第2号及び第5号、第49条並びに第52条第1項第2号及び第3号の規定は、適用しない。</p> <p>第8条—第13条（略） （内装の制限）</p> <p>第14条 特別支援学校、専修学校又は各種学校の用途に供する建築物（階数が2以下のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）においては、その用途に供する居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類す</p>	<p>第1条—第7条の3（略） （階避難安全性能を有する建築物の階に対する適用の除外）</p> <p>第7条の4 <u>令第129条の2第2項</u>に規定する階避難安全性能を有する建築物の階については、第13条第1項、第14条（階段に係る部分を除く。）、第21条、第42条第1項第3号及び第4号（興行場等の用途に供する部分のみからなる建築物の屋外への出口に係る部分を除く。）、第44条第1項並びに第2項第1号、第2号及び第5号並びに第49条の規定は、適用しない。 （全館避難安全性能を有する建築物に対する適用の除外）</p> <p>第7条の5 <u>令第129条の2の2第2項</u>に規定する全館避難安全性能を有する建築物については、第13条第1項、第14条（階段に係る部分を除く。）、第21条、第24条第4号、第42条第1項第3号及び第4号並びに第2項、第44条第1項並びに第2項第1号、第2号及び第5号、第49条並びに第52条第1項第2号及び第3号の規定は、適用しない。</p> <p>第8条—第13条（略） （内装の制限）</p> <p>第14条 特別支援学校、専修学校又は各種学校の用途に供する建築物（階数が2以下のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）においては、その用途に供する居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類す</p>

る部分を除く。以下この条において同じ。)の仕上げを第1号に掲げる仕上げとし、かつ、その居室から地上に通じる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第2号に掲げる仕上げとしなければならない。

(1) 次のア又はイに掲げる仕上げ

ア (略)

イ 令第128条の5第4項第2号の規定に基づき難燃材料でした内装の仕上げに準じるものとして建設大臣が定める方法により建設大臣が定める材料の組合せによってしたもの

(2) 次のア又はイに掲げる仕上げ

ア (略)

イ 令第128条の5第1項第2号ロの規定に基づき準不燃材料でした内装の仕上げに準じるものとして建設大臣が定める方法により建設大臣が定める材料の組合せによってしたもの

第15条 (以下略)

る部分を除く。以下この条において同じ。)の仕上げを第1号に掲げる仕上げとし、かつ、その居室から地上に通じる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第2号に掲げる仕上げとしなければならない。

(1) 次のア又はイに掲げる仕上げ

ア (略)

イ 令第129条第4項第2号の規定に基づき難燃材料でした内装の仕上げに準じるものとして建設大臣が定める方法により建設大臣が定める材料の組合せによってしたもの

(2) 次のア又はイに掲げる仕上げ

ア (略)

イ 令第129条第1項第2号ロの規定に基づき準不燃材料でした内装の仕上げに準じるものとして建設大臣が定める方法により建設大臣が定める材料の組合せによってしたもの

第15条 (以下略)